

# 副業・兼業を行う場合の健康確保措置について

## 安全衛生分科会におけるご指摘等について①

### 第124回(前々回)分科会におけるご指摘(事務局における要約)

- 副業・兼業については、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法等をパッケージで議論していくということが大事なのではないか。
- **健康管理についての検討を安全衛生分科会の中で先行して行うべき。**
- 各事業者の下で労働している以外の時間は自由という原則があり、そこを管理できないのではないか。
- 健康確保措置の観点からキーパーソンになるのは産業医だと思うが、産業医が産業医として機能する、業務を遂行することを担保している要件の一つに産業医の勧告権がある。産業医の勧告権というのは、産業医として選任されている事業者に対してのみ有効だと理解しており、副業・兼業先の企業に対しては産業医はなかなか有効に機能できないのではないか。そういった点で、この現行の健康確保措置の枠組みで、副業・兼業の課題に対応するのは困難な点もあるかと思う。
- 副業・兼業については、政府が積極的に推進するべきものではないのではないかとというのが基本的な考え方。
- 基本的な考えとして副業・兼業をしないと生計費が維持できない方、それ自体がそもそも問題だが、そういった形で働いている方を保護する必要がある。

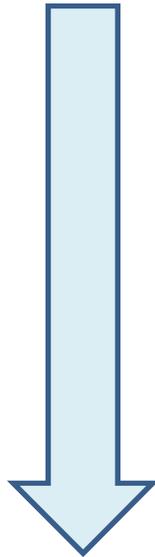
## 安全衛生分科会におけるご指摘等について②

### 第125回(前回)分科会におけるご指摘(事務局における要約)

- 実効ある健康管理についての検討は時間をかけてしっかり行っていただきたい。
- 政府が副業・兼業を促進していくという中で、どういう解があるのか、そのためには誰に対して促進して誰を保護するのか、前提の議論が必要ではないか。
- 申告すべき対象となる「副業・兼業」の定義が必要ではないか。仮に、「時間管理されている者」と定義するとしたら、報告をしなかったり、非雇用の副業が増える可能性があり、問題ではないか。
- 非雇用や、管理監督者の副業・兼業については、現行の安衛法の対象ではないのかもしれないが、自己申告にするとしても、何らかの保護が必要ではないか。
- 交通運輸の業界では、インターバルの制限があるため、厳格に管理して安全を担保しており、労働時間を把握できないことは利用者の安全管理上も問題ではないか。
- 長時間労働のデータがわかりづらい。ターゲットを明確にした上で、実態を調べるべきではないか。
- 労働者数50人未満の事業場では産業医の選任等について制度のたてつけの違いがあることから、このような事業場の健康管理についても、場合によっては議論が必要。
- 現在、中小企業は上限規制の施行に向けて時間管理に努めているが、さらに大きな負担が生じないように十分配慮願う。
- 難しい議題であり、法律改正ありきではなく、まずは議論を重ね、その結果、必要に応じて対応していくものではないか。
- できないことを求めても、できないものはできない。労使それぞれが実行できるものにすべき。
- 労働時間の通算がないのであれば、安全配慮義務は事業者が個々に果たすというのが基本だが、複数事業者間でどのように配慮するか、議論が必要。
- 副業・兼業を行う労働者の保護という観点から対応するということであれば、安衛法の改正や政省令の改正も必要なのではないか。

## 当面のスケジュール(案)

### 実態の把握（可能なものから実施）



- ・企業における副業・兼業実施者に対する健康確保措置の実施状況等の把握
- ・副業・兼業を行う労働者の健康状況等に関する論文について、その有無も含めて把握

### 健康確保措置の在り方の検討

※ 現に副業・兼業を行う労働者がいることを踏まえ、対策等について、一定の方向性がまとまったものから順次実施してはどうか。

# 実態把握方針(案)

## 基本的な考え方

- 近年の健康確保措置の状況が把握できていないことから、副業・兼業の許可等の状況とあわせて把握することとする(対事業所、対労働者)
- 可能な限り、過去の健康確保措置の状況からの変化が分かるようなものとなるよう留意。

### 対事業所

- ・業種、規模等の基本情報
- ・健康確保措置の状況

### 対労働者

- ・対象者の性別、年齢、業種等の基本的事項
- ・副業・兼業の状況
- ・健康状況

## 参考となる既存の調査

調査種別	事業所調査	労働者調査
調査名称等	労働者健康状況調査(平成24年) (厚生労働省)	複数就業者についての実態調査 (独)労働政策研修研究機構)
調査方法	郵送	インターネット調査
調査実施期間	平成24年12月7日～12月27日	平成29年9月29日～10月3日
調査対象等	平成21年経済センサス基礎調査を母集団とし、13,332事業所を対象に調査を実施(このうち9,283事業所から回答を得ている)。	約185万人に調査回答依頼のメールを送信し、約15万7千人から有効回答を得た(このうち仕事は2つ以上と回答した9,299名を分析対象とした)。
調査項目(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断に関する事項 (実施率、就業形態別実施状況等)</li> <li>・長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項</li> <li>・メンタルヘルスケアに関する事項 (メンタルヘルスケアへの取組状況等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副業の数、業種、仕事内容、就業形態等</li> <li>・収入状況、労働時間</li> </ul>